

入退会及び会費に関する規程

2026年5月総会承認

一般社団法人日本型枠工事業協会

平成25年5月30日制定

一般社団法人日本型枠工事業協会 入退会及び会費に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は一般社団法人日本型枠工事業協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）の規定に基づき、会員の入退会、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会 員）

第1条の2 第1条の会員（以下「会員」という。）は定款第5条に規定する正会員、賛助会員又は特定会員とする。

2 第1項の特定会員（以下「特定会員」という。）は第1項の正会員を除く、在留資格「特定技能」を有する外国人（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れる者で、建設業法第3条に規定する建設業の許可の内、土木一式工事、建築一式工事、大工事またはとび・土工・コンクリート工事のいずれかの許可を受けている法人である者とする。

（入会申込書）

第2条 本協会の会員になろうとする者（以下「入会希望者」という。）は、定款第6条の規定に従い、「入会申込書」（様式1）を入会希望者の所在地にある本協会の支部又は支部である中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合等の団体（以下「支部」という。）に提出し入会の承認を受けなければならない。

2 支部の長（以下「支部長」という。）は支部への入会を承認された入会希望者の「入会申込書」（様式1）を本協会の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、入会希望者の所在地が支部のない地域にあるときは、「入会申込書」（様式2）を会長に直接提出するものとする。

3 特定会員の入会希望者は前項の入会申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヵ月以内に発行されたもの）
- 二 建設業許可証の写し（有効期限以内のもの）
- 三 国土交通省「外国人就労管理システム」（以下「国土交通省システム」という。）において作成する「特定技能外国人に関する事項」に記載する内容と同一の「1号特定技能外国人受入リスト」（様式5）
- 四 建設業界共通行動規範の遵守及び会費等支払いに係る誓約書（様式6）
- 五 会員証明書発行依頼（様式9）

4 正会員の入会希望者で特定技能外国人を受け入れる者は第1項の入会申込書に前

項の書類を添付しなければならない。

(入会の承認)

第3条 会長は、第2条第1項または同条第2項に定める「入会申込書」及び同条第3項に掲げる書類を受理したときは、正会員は理事会の、特定会員は総務委員会または理事会（常任理事会を含む。以下同じ）の承認を受けなければならない。

(会員証明書等の発行)

第3条の2 会長は、第3条に定める総務委員会または理事会の承認を受けた特定会員に対し、特定会員が第4条に定める入会金及び第5条に定める会費を納入後速やかに、「会員証明書」（様式8）を交付する。

2 会長は、特定会員が第4条に定める入会金及び第5条に定める会費を納入しないときは前項の「会員証明書」を交付しない。

3 会長は、特定技能外国人を受け入れる正会員（以下「特定技能外国人受入正会員」という。）に対し、正会員の求めに応じて「会員証明書」を交付する。

4 特定技能外国人受入正会員は第2条第2項第3号から第5号までの書類を会長に提出しなければならない。

5 会長は、「会員証明書」を発行した特定技能外国人受入正会員及び特定会員（以下「受入会員」という。）を台帳に登録する。

6 会長は、受入会員が第6条に定める退会（以下「退会」という。）をしたとき又は第6条の2に定める会員資格を喪失したときは、前項の台帳から登録を削除する。

7 受入会員が、国土交通省システムにおいて「建設特定技能受入計画」を提出する際に添付する会員であることを証する書類は、第1項の「会員証明書」（様式8）とする。但し発行されている「(仮)会員証明書」は有効期限まで効力を有する。

(入 会 金)

第4条 定款第7条の規定に従い、会員は入会するとき、次の入会金を納入しなければならない。

金5,000円

2 支部に納入する入会金は支部の規定に定める。

(会 費)

第5条 定款第7条の規定に従い、会員は、次の会費を納入しなければならない。

一 正会員及び賛助会員 金 2,500円（月額）

二 特定会員 金20,000円（年額）

2 支部の運営に必要な会費は支部の規定に定める。

- 3 支部の運営に必要な会費は支部に納入しなければならない。
- 4 第1項第2号の会員は会費を入会時若しくは会計年度の初めに全額を納入しなければならない。

(受入負担金)

- 第5条の2 受入会員は別表に定める受入負担金を支部に納入しなければならない。
- 2 受入会員は、受入負担金を支部の規定に従い納付しなければならない。
 - 3 受入会員が納付した受入負担金に変更が生じたときは、支部は受入会員が納付した金額と変更した金額の差額について受入会社に請求し若しくは返金するものとする。但し返金は一般社団法人建設技能人材機構の受入会員に対する受入負担金の請求の停止が確認できた後に行う。
 - 4 受入会員は前項の請求があったときは請求金額を支部に支払わなければならない。
 - 5 会長は一般社団法人建設技能人材機構（以下「機構」という。）より請求のあった受入負担金を支部に請求するものとする。
 - 6 支部は会長より請求のあった受入負担金を会長の指定する金融機関の口座に納付しなければならない。
 - 7 支部より納付された受入負担金は会長が機構に納付する。

(国に対する報告、変更申請、変更届出等)

- 第5条の3 受入会員は、特定技能外国人が就労を開始したときは速やかに国土交通省システムにおいて受入れ報告書を作成し提出するものとする。
- 2 受入会員は、国土交通省の認定を受けた第3条の2第7項の「建設特定技能受入計画」に変更が生じたときは速やかに国土交通省システムにおいて変更申請又は変更届出を作成し提出するものとする。
 - 3 受入会員は、特定技能外国人が退職、帰国又は経営上の理由、被災、行方不明等の理由により就労不能になったときは速やかに国土交通省システムにおいて該当する退職報告書、帰国報告書又は継続不可事由発生報告書を作成し提出するものとする。
 - 4 受入会員は、特定技能外国人が前項に該当するときは、速やかに受入会員の所在地を管轄する地方出入国管理官署に「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」を提出するものとする。

(支部及び会長に対する報告)

- 第5条の4 受入会員は、認定を受けた第3条の2第7項の「建設特定技能受入計画」に記載した特定技能外国人の氏名、人数を変更したときは、支部及び会長に対し速やかに変更した後の第2条第2項第3号に定める「1号特定技能外国人受入リスト」（様式5）を提出するものとする。前条第3項に該当するときも同様とする。

(退 会)

第6条 会員が退会するときは、定款第8条の規定に従い、「退会届」(様式3)を会員の所属する支部の支部長に届け出て、支部長の確認を受けるものとする。ただし、退会希望者の所在地が支部のない地域にあるときは、「退会届」(様式4)を会長に直接提出するものとする。

2 支部長は会員より「退会届」を受理したときは、確認の後、会長に「退会届」を提出するものとする。

3 特定会員が当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の3月において退会を希望するときは、当該年度の3月15日までに第1項に定める「退会届」を同項の定めに従い支部長または会長に提出しなければならない。

4 特定会員が3月15日を超えて退会届を提出したときは、当該年度の3月31日をもって退会することはできず翌年度の3月31日を退会日として取り扱うものとする。この場合において当該特定会員は翌年度においても会員として在籍するものとし、第5条第4項の定めに従い翌年度の会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第6条の2 受入会員は、定款第10条第1号の定めに係わらず第4条に定める入会金、第5条に定める会費又は第5条の2に定める受入負担金を、本協会又は支部の請求のあった日より2月後までに納入しないときは、その資格を喪失する。

2 受入会員は、第2条第2項第4号に定める建設業界共通行動規範に反する行為を行ったときは、その資格を喪失する。

(通 報)

第6条の3 本協会は、受入会員が第6条に定める退会をしたとき又は第6条の2に定める資格を喪失したときは、速やかに国土交通省及び一般社団法人建設技能人材機構に通報する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補 則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「社団法人日本建設大工工事業協会入会規定」を廃止する。

改定記録

- | | |
|------------------------------|---|
| 2019年5月30日 | 特定会員及びその会費の規定を新設、入会申込書の様式を改訂
(第1条、第1条の2(新設)、第2条、第4条、第5条及び様式1、
様式2の改訂) |
| 2019年7月26日 | 特定会員の入会時提出資料、会員証明書等、受入負担金、資格の喪失、
通報等を新設
(第2条2項新設、第3条の2新設、第5条の2新設、第6条の2新設、第
6条の3新設) |
| 2021年3月26日 | 特定会員の定義、特定技能受入正会員の提出書類、受入負担金の前払
い、国及び支部・会長に対する報告事項を新設、改訂
(第1条の2、第2条第2項、第2条3項(新設)、第3条の2第4項(新設)、
同第7項(新設)、第5条の2第2項(新設)、同第3項(新設)、第5条の3(新
設)、第5条の4(新設)、第6条の2、第6条の3) |
| 2022年5月30日 | 入会の承認、会員証明書の発行について改訂
(第3条、第3条の2第1項、同第2項、同第7項) |
| 2023年3月24日
(2023年5月26日承認) | 特定会員の要件、入会の申込及び承認、受入負担金の請求及び納付、
特定技能外国人の変更報告を改訂
(第1条の2第2項、第2条2項、同3項、第3条、第5条の2第4項、同第5
項、同第6項、第5条の4) |
| 2026年4月17日
(2026年5月22日承認) | 受入負担金の支部納付及び返金方法、年度末(3月)退会の会費納付(3
月15日以降は次年度の会費を納付する)、規程の改廃を改訂
(第5条の2第2項、同3項、同4項、第6条第3項、同4項、第7条) |

受入負担金(受入会員が(一社)日本型枠工事業協会を通じて(一社)建設技能人材機構に支払う)

対象となる特定技能外国人の別	1人あたり受入負担金の月額
海外試験合格者((一社)建設技能人材機構が指定する海外教育訓練を受ける場合)	2万円 (参考:年額24万円)
海外試験合格者((一社)建設技能人材機構機構が指定する海外教育訓練を受けない場合)	1万5千円 (参考:年額18万円)
国内試験合格者	1万3千7百50円 (参考:年額16万5千円)
試験免除者(技能実習2号修了者等)	1万2千5百円 (参考:年額15万円)

※上表の試験は(一社)建設技能人材機構が行う「建設分野特定技能1号評価試験」を指す。